

その他の研究費の応募・受入状況の記入について

競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (以下、「指針」という) では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「主任研究者」から必要な情報を求めることとしています。

主任研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金(競争的研究費)を含むその他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(注1))の状況(配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート)を記入してください。ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

主任研究者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を記入してください。

研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、主任研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、主任研究者が所属機関に適切に報告をしている旨の誓約を記入してください。

記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。公募要領「9. 留意事項 (17) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除」も併せてご参照ください。

(注1)

「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」、とされています。

民間企業については、会社法第5条において、会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為でありとする、と規定されています。従って、民間企業同士の共同研究や受託開発などは商行為に該当し、指針における「その他研究費」には含まれません。

また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借り入れで調達した資金も、「その他研究費」には含まれません。